

令和 6 年（ 2 0 2 4 年 ）

2 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

議 案 書

令和 6 年 2 月 7 日

令和6年（2024年）2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第5号	那覇市教育委員会教育長の任命について	総務常任委員会	総務部 人事課	1
議案第6号	那覇市教育委員会委員の任命について	総務常任委員会	総務部 人事課	3
議案第7号	那覇市職員の育児休業等に関する条例及び那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	総務部 人事課	5
議案第8号	那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	総務部 人事課	9
議案第9号	那覇市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	総務部 法制契約課	11
議案第10号	那覇市債権管理条例制定について	総務常任委員会	企画財務部 納税課	15
議案第11号	那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	企画財務部 企画調整課	25
議案第12号	那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例制定について	厚生経済常任委員会	市民文化部 ハイサイ市民課	27
議案第13号	那覇市民会館条例を廃止する条例制定について	厚生経済常任委員会	市民文化部 文化振興課	29
議案第14号	那覇市動物愛護基金条例制定について	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	環境部 環境衛生課	31

令和6年（2024年）2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第15号	那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	33
議案第16号	那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	39
議案第17号	那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	43
議案第18号	那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	45
議案第19号	那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	49
議案第20号	那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	53
議案第21号	那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	57
議案第22号	那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャージンジュール課	59
議案第23号	那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について	教育福祉常任委員会	こどもみらい部 こどもみらい課	61
議案第24号	那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 建築指導課	65

令和6年（2024年）2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第25号	那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について	予算決算常任委員会 (総務分科会)	消防局 予防課	75
議案第26号	那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	消防局 予防課	79
議案第27号	那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	都市建設環境常任委員会	上下水道局 総務課	81
議案第28号	那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	選挙管理委員会 事務局	83
議案第29号	令和5年度那覇市一般会計補正予算(第9号)	予算決算常任委員会 (4分科会)	企画財務部 財政課	別冊
議案第30号	令和5年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	予算決算常任委員会 (教育福祉分科会)	福祉部 ちやーがんじゅう課	別冊
議案第31号	令和5年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)	予算決算常任委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第32号	令和5年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	予算決算常任委員会 (厚生経済分科会)	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第33号	令和5年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第34号	令和5年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊

令和6年（2024年）2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第35号	令和5年度那覇市水道事業会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第36号	令和5年度那覇市下水道事業会計補正予算（第1号）	予算決算常任委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第37号	令和6年度那覇市一般会計予算	予算決算常任委員会 （4分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第38号	令和6年度那覇市病院事業債管理特別会計予算	予算決算常任委員会 （総務分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第39号	令和6年度那覇市介護保険事業特別会計予算	予算決算常任委員会 （教育福祉分科会）	福祉部 ちゃーがんじゅう課	別冊
議案第40号	令和6年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第41号	令和6年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第42号	令和6年度那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	予算決算常任委員会 （教育福祉分科会）	こどもみらい部 子育て応援課	別冊
議案第43号	令和6年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算	予算決算常任委員会 （都市建設環境分科会）	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊
議案第44号	令和6年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算	予算決算常任委員会 （都市建設環境分科会）	まちなみ共創部 まちなみ整備課	別冊

令和6年（2024年）2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第45号	令和6年度那覇市水道事業会計予算	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第46号	令和6年度那覇市下水道事業会計予算	予算決算常任委員会 (都市建設環境分科会)	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第47号	財産の処分について	教育福祉常任委員会	こどもみらい部 こども政策課	87
議案第48号	令和6年度包括外部監査契約の締結について	総務常任委員会	企画財務部 企画調整課	89
議案第49号	てんぶす那覇の指定管理者の指定について	厚生経済常任委員会	経済観光部 商工農水課	91
議案第50号	那覇市総合福祉センターの指定管理者の指定について	教育福祉常任委員会	福祉部 福祉政策課	93
議案第51号	那覇市末吉老人福祉センターの指定管理者の指定について	教育福祉常任委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	95
議案第52号	那覇市壺川老人福祉センターの指定管理者の指定について	教育福祉常任委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	97
議案第53号	那覇市辻老人憩いの家の指定管理者の指定について	教育福祉常任委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	99
議案第54号	那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館の指定管理者の指定について	教育福祉常任委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	101

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第 5 5 号	那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館の指定管理者の指定について	教育福祉常任委員会	福祉部 チャームがんじゅう課	103
議案第 5 6 号	地方独立行政法人那覇市立病院第 5 期中期計画を認可することについて	厚生経済常任委員会	健康部 保健総務課	105
議案第 5 7 号	損害賠償額の決定について（牧志 1 丁目）	都市建設環境常任委員会	上下水道局 水道管理課	125
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	厚生経済常任委員会	市民文化部 市民生活安全課	127

那覇市教育委員会教育長の任命について

次の者を那覇市教育委員会教育長に任命したいので、同意を求める。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

[Redacted]

宮里 寿子

[Redacted]

(提案理由)

上記の者は那覇市教育委員会教育長として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市教育委員会委員の任命について

次の者を那覇市教育委員会委員に任命したいので、同意を求める。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

[Redacted]

仲本 千佳子

[Redacted]

(提案理由)

上記の者は、那覇市教育委員会委員として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市職員の育児休業等に関する条例及び那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市職員の育児休業等に関する条例及び那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるようにし、併せて字句の整理を行うため、この案を提出する。

那覇市職員の育児休業等に関する条例及び那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 [略] 2 給与条例第26条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(<u>地方公務員法第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。</u>)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第7条 [略] 2 給与条例第26条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) [略] (5) 各種手当 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>をいう。 (6)～(7) [略] (給与) 第3条 会計年度任用職員の給与は、フルタイム職員にあつては給料及び各種手当、パートタイム職員にあつては報酬(基本	(定義) 第2条 [略] (1)～(4) [略] (5) 各種手当 初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。 (6)～(7) [略] (給与) 第3条 会計年度任用職員の給与は、フルタイム職員にあつては給料及び各種手当、パートタイム職員にあつては報酬(基本

報酬及び手当相当報酬をいう。以下同じ。)及び期末手当とする。

2～3 [略]

(フルタイム職員の給与の支給等)

第10条 フルタイム職員の給与に関する次に掲げる事項については、常勤職員等の例による。ただし、給与条例第3条中「その他勤務しないことにつき特に承認があった場合」とあるのは、「有給の休暇による場合その他規則で定める場合」とする。

(1)～(3) [略]

(4) 各種手当(期末手当を除く。)の支給に関する事項

(フルタイム職員の期末手当)

第11条 給与条例第26条から第26条の3までの規定(第26条第2項及び第4項を除く。)は、規則で定めるフルタイム職員について準用する。

2 [略]

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの同項の基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

報酬及び手当相当報酬をいう。以下同じ。)、期末手当及び勤勉手当とする。

2～3 [略]

(フルタイム職員の給与の支給等)

第10条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 各種手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の支給に関する事項

(フルタイム職員の期末手当)

第11条 給与条例第26条から第26条の3までの規定(第26条第2項及び第4項を除く。)の規定は、規則で定めるフルタイム職員について準用する。

2 [略]

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの同項の基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡したフルタイム職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

(フルタイム職員の勤勉手当)

第11条の2 フルタイム職員の勤勉手当は、5月31日及び11月30日(以下この項及び第3項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム職員(基準日の属する月に退職し、又は死亡したフルタイム職員を含む。)のうち規則で定めるものに対し、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。

2 フルタイム職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定めるところにより任命権者が定める割合を乗じて得た額

(パートタイム職員の期末手当) 第16条 第11条の規定は、パートタイム職員の期末手当について準用する。この場合において、<u>同条第3項中「において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における報酬の額で規則で定めるものの」と読み替えるものとする。</u>	<u>とする。この場合において、フルタイム職員の勤勉手当の総額は、当該フルタイム職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u> 3 <u>前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡したフルタイム職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</u> 4 <u>勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、常勤職員等の例による。</u> (パートタイム職員の期末手当及び勤勉手当) 第16条 第11条の規定はパートタイム職員の期末手当に、<u>第11条の2の規定はパートタイム職員の勤勉手当について準用する。この場合において、第11条第3項及び第11条の2第3項中「において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「における規則で定める額」と読み替えるものとする。</u>
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定
について

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

国家公務員の防疫等作業手当の特例を規定する人事院規則の改正を踏まえ感
染症防疫作業手当の特例の対象となる感染症の範囲を改め、併せて字句の整理
を行うため、この案を提出する。

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(感染症防疫作業手当) 第6条 感染症防疫作業手当は、職員が規則で定める感染症(以下「感染症」という。)の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある物件若しくは場所の消毒その他の処理作業に従事したときに、従事した日1日につき、290円を支給する。 付 則 4 職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときは、第6条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内で規則で定める額の感染症防疫作業手当を支給する。	(感染症防疫作業手当) 第6条 感染症防疫作業手当は、職員が規則で定める感染症の患者若しくは<u>当該規則で定める</u>感染症の疑いのある患者の救護又は汚染の疑いのある物件若しくは場所の消毒その他の処理作業に従事したときに、従事した日1日につき、290円を支給する。 付 則 4 職員が<u>新型インフルエンザ等感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症で市長が認めるものをいう。)</u>又はこれに相当するものとして市長が認める感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業で規則で定めるものに従事したときは、第6条の規定にかかわらず、従事した日1日につき、4,000円を超えない範囲内で規則で定める額の感染症防疫作業手当を支給する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例制定について

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(令和5年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(個人番号の利用) 第3条 法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、市長の事務で次に掲げるものとする。 (1)～(2) [略] <u>(3) 法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> 2 [略] 3 市長は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受ける場合は、この限りでない。 4 前2項の規定により市長が特定個人情報を利用して事務を処理した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の情報の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 [別表第2 別記]	(個人番号の利用) 第3条 [略] (1)～(2) [略] <u>(3) 特定個人番号利用事務</u> 2 [略] 3 市長は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受ける場合は、この限りでない。 4 前2項の規定により市長が特定個人情報(<u>利用特定個人情報を含む。以下この項において同じ。</u>)を利用して事務を処理した場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の情報の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2(第3条関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	[略]	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア [略] イ 医療保険給付関係情報(法別表第2の1の項の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) ウ～コ [略]
[略]		
(9)	[略]	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア～ク [略] ケ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保健事業の実施に関する情報 コ～シ [略]
[略]		
(40)	[略]	次に掲げる情報であって規則で定めるもの及び法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報 ア～シ [略]
[略]		

[改正後 別記]

別表第2(第3条関係)

号	事務	特定個人情報
(1)	[略]	[略] ア [略] イ 医療保険給付関係情報(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収若しくは賦課に関する情報をいう。以下同じ。) ウ～コ [略]
[略]		
(9)	[略]	[略] ア～ク [略] ケ 国民健康保険法による保健事業の実施に関する情報 コ～シ [略]
[略]		

(40)	[略]	次に掲げる情報であって規則で定めるもの及び特定個人番号利用事務(法別表の23の項の下欄に掲げる事務に係るものに限る。)を処理するための利用特定個人情報 ア～シ [略]
[略]		

那覇市債権管理条例制定について

那覇市債権管理条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

市の債権の管理に関する事務の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的として、当該事務の処理について必要な事項を定めるため、この案を提出する。

那覇市債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、市の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、当該事務の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の債権 金銭の給付を目的とする本市の権利をいう。
- (2) 強制徴収債権 市の債権のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく徴収金に係るもの及び法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収債権 市の債権のうち、強制徴収債権以外のものをいう。

(市長等の責務)

第3条 市長及び上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)は、市の債権を適正に管理しなければならない。

(法令等との関係)

第4条 市の債権の管理に関する事務の処理については、法令、他の条例又はこれらに基づく規則(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。)に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(台帳の整備)

第5条 市長等は、市の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳(当該規則で定める事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を整備するものとする。

(督促)

第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条その他の法令の規定による督促は、納期限又は履行期

限後30日以内に督促状を発してしなければならない。

(延滞金)

第7条 市長等は、地方自治法第231条の3第1項の規定による督促をした場合において、当該督促に係る市の債権の額が2,000円以上であるときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該市の債権の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に相当する額を延滞金として徴収するものとする。ただし、当該相当する額が1,000円未満であるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 市長等は、規則で定める場合には、第1項に規定する延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(滞納処分)

第8条 市長等は、強制徴収債権について、督促状で指定した期限後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、滞納処分を行わなければならない。

(非強制徴収債権の放棄)

第9条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、非強制徴収債権の全部又は一部を放棄することができる。

- (1) 非強制徴収債権に係る債務者(以下この条において「債務者」という。)が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)、会社更生法(平成14年法律第154号)その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、全ての相続人が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び本市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
- (4) 地方自治法施行令第171条の2の規定による強制執行等の措置又は同令第

171条の4の規定による債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されない場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(5) 債務者に失踪、所在不明その他これらに準ずる事情があり、履行される見込みがないと認められるとき。

(6) 非強制徴収債権について地方自治法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から規則で定める期間を経過した後においてもなお履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるとき。

(7) 非強制徴収債権の存在につき法律上の争いがある場合において、市長等の勝訴の見込みがないと認められるときその他放棄すべき理由があると認められるとき。

(8) 非強制徴収債権(消滅時効について時効の援用を要するものに限る。)につき消滅時効に係る時効期間が満了し、かつ、徴収の見込みがないと認められるとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由があると認められるときを除く。)。

2 市長等は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、規則で定める事項を議会に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、

年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の廃止)

- 3 那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例(1963年那覇市条例第28号)は、廃止する。

(那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 施行日前にした督促につき前項の規定による廃止前の那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例(次項において「廃止条例」という。)第3条の規定により徴収すべき督促手数料については、なお従前の例による。

- 5 施行日前に廃止条例第4条の規定によりその全部を徴収した延滞金については、なお従前の例による。

(那覇市道路占用料徴収条例の一部改正)

- 6 那覇市道路占用料徴収条例(1966年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(督促手数料及び延滞金) 第6条 法第73条第2項の規定による督促手数料及び延滞金については、<u>那覇市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例(1963年那覇市条例第28号)の例による。この場合において、同条例第3条中「100円」とあるのは「20円」と、同条例第4条中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と読み替えるものとする。</u>	(督促手数料及び延滞金) 第6条 法第73条第2項の規定による督促手数料及び延滞金については、<u>徴収しない。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正	

後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

(那覇市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 前項の規定による改正後の那覇市道路占用料徴収条例の規定は、施行日以後にする督促に係る督促手数料及び施行日以後に徴収する延滞金について適用し、施行日前にした督促につき前項の規定による改正前の那覇市道路占用料徴収条例第6条の規定により徴収すべき督促手数料及び施行日前に同条の規定によりその全部を徴収した延滞金については、なお従前の例による。

(那覇市営住宅条例の一部改正)

- 8 那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(督促、延滞金の徴収) 第18条 [略] <u>2 市長は、前項の規定により督促状を 発した場合においては、督促状1通に ついて100円の督促手数料を徴収しな ければならない。ただし、やむを得な い事由があると認める場合において は、これを徴収しない。</u>	(督促、延滞金の徴収) 第18条 [略]
<u>3 市長は、入居者がその納付すべき金 額を納期限までに納付しない場合に おいては、<u>那覇市税外収入金の督促及 び滞納処分に関する条例(1963年那覇 市条例第28号)</u>の例により延滞金額を 徴収する。</u>	<u>2 市長は、入居者がその納付すべき金 額を納期限までに納付しない場合に おいては、<u>那覇市債権管理条例(令和 6年那覇市条例第 号)</u>第7条第1項及 び第2項並びに付則第2項の規定の例 により延滞金額を徴収する。</u>
<u>4 [略]</u>	<u>3 [略]</u>
備考	

- 1 第6項の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第6項の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市営住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 施行日前にした督促につき前項の規定による改正前の那覇市営住宅条例(次項において「旧市営住宅条例」という。)第18条第2項の規定により徴収すべき督促手数料については、なお従前の例による。
- 10 第8項の規定による改正後の那覇市営住宅条例第18条第2項の規定は、施行日以後に徴収する延滞金について適用し、施行日前に旧市営住宅条例第18条第3項の規定によりその全部を徴収した延滞金については、なお従前の例による。

(那覇市水道給水条例の一部改正)

- 11 那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(債権の放棄)</u> <u>第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、料金及び遅延損害金に係る債権を放棄することができる。</u> <u>(1) 当該債権につき、消滅時効の起算日から5年を経過したとき(債務者が時効を援用しない特別の理由があるものを除く。)</u> <u>(2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。</u> <u>(3) 破産法(平成16年法律第75号)第</u>	<u>第33条 削除</u>

253条第1項、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

備考 第6項の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市立認定こども園条例の一部改正)

12 那覇市立認定こども園条例(平成27年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給食費) 第11条 [略] 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の給食費に係る債権を放棄することができる。 (1) 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。 (2) 破産法(平成16年法律第75号)その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。 (3) 当該債権につき、消滅時効の起算日から5年を経過したとき(債務者が当該債権について支払いの意思を示し、若しくは支払いを行ったとき、又は債務者が時効を援用しない特別	(給食費) 第11条 [略]

の理由があるときを除く。)。

(4) 債務者の死亡、所在不明その他これらに準ずる事情があり、当該債権について徴収の見込みがないと認められるとき。

(5) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける本市の債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

備考 第6項の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例制定について

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

令和 6 年度組織機構改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、この案を提出する。

那覇市事務分掌条例の一部を改正する条例

那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 〔略〕 2～9 〔略〕 10 まちなみ共創部の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(7) 〔略〕	第2条 〔略〕 2～9 〔略〕 10 〔略〕 (1)～(7) 〔略〕 <u>(8) 那覇軍港の跡地の利用に関するこ と。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例制定について

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

真和志庁舎の老朽化等による閉鎖に伴い、支所機能を一時的に仮支所へ移転する必要があり、那覇市役所支所設置条例の一部を改正するため、この案を提出する。

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例

那覇市役所支所設置条例(1954年那覇市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 [略]		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
[略]			[略]		
那覇市役所 真和志支所	那覇市寄宮2 丁目32番1号	[略]	那覇市役所 真和志支所	那覇市与儀1 丁目3番21号	[略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。					

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

那覇市民会館条例を廃止する条例制定について

那覇市民会館条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市民会館を廃止するため、この案を提出する。

那覇市民会館条例を廃止する条例

那覇市民会館条例(1970年那覇市条例第14号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市動物愛護基金条例制定について

那覇市動物愛護基金条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

動物の愛護に関する施策の推進を図るための那覇市動物愛護基金を設置するため、この案を提出する。

那覇市動物愛護基金条例

(設置)

第1条 動物の愛護に関する施策の推進を図るため、那覇市動物愛護基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

令和 6 年度から令和 8 年度までの第 1 号被保険者に係る保険料率を定め、併せて所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市介護保険条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保険料率) 第6条 <u>令和3年度から令和5年度までの各</u>年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する<u>第1号被保険者</u>をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>4</u> <u>1,256円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>6</u> <u>1,884円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>6</u> <u>1,884円</u> (4)～(5) [略] (6) 次のいずれかに該当する者 92,424円 ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は<u>第13号イ</u>に該当する者を除く。) (7) 次のいずれかに該当する者 103,140円 ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分	(保険料率) 第6条 <u>令和6年度から令和8年度までの各</u>年度における保険料率は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条に規定する基準に基づき算定するものとし、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する<u>第一号被保険者</u>をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3</u> <u>7,548円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>5</u> <u>6,532円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5</u> <u>6,940円</u> (4)～(5) [略] (6) [略] ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ又は第15号イ</u>に該当する者を除く。) (7) [略] ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分

による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 123,768円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 132,024円

ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 148,524円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を

による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(8) [略]

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 140,280円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 156,780円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を

必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 173, 280円

ア 合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 173, 280円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 198, 036円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 214, 536円

ア 合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を

(12) 次のいずれかに該当する者 <u>189,780円</u> ア～イ [略] (13) 次のいずれかに該当する者 <u>198,036円</u> ア～イ [略] (14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>206,280円</u> 2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>における保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に該当する者 <u>24,756円</u> (2) 前項第2号に該当する者 <u>41,256円</u> (3) 前項第3号に該当する者 <u>57,768円</u> (賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い) 第8条 [略] 2 [略] 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 [略]	除く。)次号イ又は第15号イに該当する者を除く。) (14) 次のいずれかに該当する者 <u>231,036円</u> ア～イ [略] (15) 次のいずれかに該当する者 <u>239,292円</u> ア～イ [略] (16) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>247,536円</u> 2 前項第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>における保険料率は、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に該当する者 <u>23,520円</u> (2) 前項第2号に該当する者 <u>40,020円</u> (3) 前項第3号に該当する者 <u>56,532円</u> (賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取扱い) 第8条 [略] 2 [略] 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。 4 [略]
---	---

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める
条例制定について

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第48号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号。次条において「基準省令」という。))その他の法第17条第2項の規定に基づく厚生労働省令(特別養護老人ホームに係るものに限る。)をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第9条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と、基準省令第11条第4項第1号イ中「入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人」とあるのは「市長が特別な事情があると認める場合は、四人以下」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 特別養護老人ホームの施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 特別養護老人ホームの建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 特別養護老人ホームは、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、食料、飲料水、日用品、救急用具その他の非常災害時において必要となるものの備蓄に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 特別養護老人ホームを設置する者(次項において「特別養護老人ホーム設置者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

- 2 特別養護老人ホーム設置者の役員及び特別養護老人ホームの従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。
- 3 特別養護老人ホームは、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別養護老人ホームの建物に関する経過措置)

- 2 第4条第2項の規定は、この条例の施行の日前に受けた法第15条第4項の認可に係る建物については、当分の間、適用しない。

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定について

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 86 条第 1 項並びに第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年那覇市条例第54号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第86条
第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人
員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚
生労働省令(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年
厚生省令第39号。次条において「基準省令」という。))その他の法第88条第3項の
規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の
例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定介護老人福祉施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条
例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合におい
て、基準省令第3条第1項第1号イ中「入所者への指定介護福祉施設サービスの提供
上必要と認められる場合は、二人」とあるのは「市長が特別な事情があると認め
る場合は、四人以下」と、基準省令第37条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」
とする。

(法第86条第1項の条例で定める数)

第4条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する
基準等を定める条例制定について

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定
める条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 97 条第 1 項から第 3 項までの規定に基
づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定め
るため、この案を提出する。

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第55号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。次条において「基準省令」という。))その他の法第97条第4項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第38条第2項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 介護老人保健施設の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 介護老人保健施設の建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 介護老人保健施設は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、食料、飲料水、日用品、救急用具その他の非常災害時において必要となるものの備蓄に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 介護老人保健施設の開設者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

2 介護老人保健施設の開設者の役員及び介護老人保健施設の従業者は、暴力団員であってはならない。

3 介護老人保健施設は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(介護老人保健施設の建物に関する経過措置)

2 第4条第2項の規定は、この条例の施行の日前に受けた法第94条第1項の許可に係る建物については、当分の間、適用しない。

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例制定について

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 111 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める
条例

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
(平成30年那覇市条例第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。次条において「法」という。)

第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。次条において「基準省令」という。))その他の法第111条第4項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第42条第2項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 介護医療院の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 介護医療院の建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 介護医療院は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住

民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

- 2 介護医療院は、食料、飲料水、日用品、救急用具その他の非常災害時において必要となるものの備蓄に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 介護医療院の開設者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 2 介護医療院の開設者の役員及び介護医療院の従業者は、暴力団員であってはならない。
- 3 介護医療院は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例
制定について

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙の
ように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 65 条第 1 項の規定に基づき、軽費老人
ホームの設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第46号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。次条において「法」という。)第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号。次条において「基準省令」という。))その他の法第65条第2項の規定に基づく厚生労働省令(軽費老人ホームに係るものに限る。)をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第9条第2項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 軽費老人ホームの施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 軽費老人ホームの建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 軽費老人ホームは、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地

域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、食料、飲料水、日用品、救急用具その他の非常災害時において必要となるものの備蓄に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 軽費老人ホームを設置する者(次項において「軽費老人ホーム設置者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

- 2 軽費老人ホーム設置者の役員及び軽費老人ホームの従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 3 軽費老人ホームは、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例を廃止する条例制定について

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条
例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条
例(平成 24 年那覇市条例第 56 号)を廃止するため、この案を提出する。

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例を廃止する条例

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年那覇市条例第56号)は、廃止する。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例の一部を改正する
条例制定について

那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例の一部を改正する条例を別
紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金の額を改めるため、この案を提出
する。

那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例の一部を改正する条例

那覇市介護保険高額介護サービス資金貸付基金条例(平成12年那覇市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>2,000万円</u> とする。	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>1,000万円</u> とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例
制定について

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例を別紙のよう
に制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 45 条第 1 項の規定に基づき、児童福
祉施設の設備及び運営に関する基準等を定めるため、この案を提出する。

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第68号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。次条において「法」という。)第45条第1項の規定に基づき、児童福祉施設(助産施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び内閣府令等(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。第4条において「基準省令」という。)その他の法第45条第2項の規定に基づく内閣府令及び厚生労働省令をいう。第4条において同じ。)において使用する用語の例による。

(市長による勧告)

第3条 市長は、那覇市こども政策審議会の意見を聴き、児童福祉施設に対し、この条例に定める基準を超えて、その設備及び運営の質を向上させるよう勧告することができる。

(設備及び運営に関する基準)

第4条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、内閣府令等に定める基準の例による。この場合において、基準省令第4条第1項中「向上させなければ」とあるのは「向上させるよう努めなければ」と、基準省令第14条の3第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない」とあるのは「、指導を受けた場合は当該指導に従つて必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従つて必要な改善を行うよう努めるものとする」と、基準省令第32条第2号(基準省令第30条第1項において準用する場合を含む。)中「一・六五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

(暴力団の排除)

第5条 児童福祉施設の設置者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)
又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であつてはならない。

- 2 児童福祉施設の設置者の役員及び児童福祉施設の従業者は、暴力団員であつてはならない。
- 3 児童福祉施設は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

「戸籍法」の規定に基づく戸籍及び除籍証明書提供用識別符号に関する事務に係る手数料を定め、「介護保険法」の規定に基づく指定介護療養型医療施設の更新に関する事務の手数を削り、並びに「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の規定に基づく事務に係る手数料の額を改め、併せて字句を整理するため、この案を提出する。

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第4 別記]	[別表第1 別記] [別表第4 別記]
備考 1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 5 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定、別表第4第5項の改正規定(同項(2)の号の改正規定を除く。)及び同表第6項(4)の号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第4第5項(1)の号及び同表第6項(4)の号の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に申請を受理した審査の事務の手数料について適用し、同日前に申請を受理した審査の事務の手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

- [略]
- 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2) [略]			
(3)	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは	[略]	

	は抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付		
(4)	〔略〕		
(5)	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	〔略〕	
(6)	〔略〕	〔略〕	1件につき350円

3～5 〔略〕

6 介護保険法(平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(22)	〔略〕		
(23)	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査	指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	1件につき17,000円

7～8 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1 〔略〕

2 〔略〕

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(2)	〔略〕		
(3)	法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸	戸籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

	籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
(4)	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	[略]	
(5)	[略]		
(6)	法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	除籍電子証明書提供用識別符号の交付手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円
(7)	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	[略]	
(8)	[略]	[略]	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき350円

3～5 [略]

6 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(22) [略]			

7～8 [略]

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～4 [略]

5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	申請に係る建築物の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる戸数又は床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第54条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア 住戸 (ア)～(ケ) [略] イ～エ [略]
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「評価機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査		[略]
[略]			

備考

1 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものとして、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号イに定める基準の適合を確認する方法により算定し、提出された場合をいう。

2 [略]

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)

に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			
(3)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付	[略]	[略]
(4)	[略]	申請に係る建築物(法第34条第3項の他の建築物を含む。)の各部分の区分に応じ、それぞれ次に掲げる床面積の合計ごとに算定した額を合算した額(当該申請に併せて法第35条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては、第3項の表備考の規定により算定した額を加えた額)を加算した額) ア <u>非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u> (ア)～(キ) [略] イ <u>非住宅部分(基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された場合に限る。)</u> (ア)～(キ) [略] ウ <u>住宅部分</u> (共同住宅に係るものを除く。) (ア)～(イ) [略] エ <u>住宅部分</u> (共同住宅に係るものに限る。) (ア)～(エ) [略]	
[略]			

備考

- 1 「評価対象床面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項の床面積から工場等部分の床面積を除いたもの(増築又は改築の場合で既存の部分の設計一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。)の評価を行わないときは、当該既存の部分に係る床面積は除く。)をいう。

2～6 [略]

7～8 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～4 [略]

5 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]	[略]	[略] ア <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第10条第2号イ(1)又はロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された住戸</u> (ア)～(ケ) [略] イ <u>基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された住戸</u> (ア) 1戸のもの 11,000円 (イ) 2戸から5戸までのもの 22,000円 (ウ) 6戸から10戸までのもの 33,000円 (エ) 11戸から25戸までのもの 47,000円 (オ) 26戸から50戸までのもの 72,000円 (カ) 51戸から100戸までのもの 110,000円 (キ) 101戸から200戸までのもの 158,000円 (ク) 201戸から300戸までのもの 205,000円 (ケ) 301戸以上のもの 229,000円 ウ～オ [略]
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅		[略]

性能評価機関(住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)又は <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> (平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「評価機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査		
[略]		

備考

- 1 「標準入力法又は主要室入力法の場合」とは、法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合するものとして、基準省令第1条第1項第1号イに定める基準の適合を確認する方法により算定し、提出された場合をいう。

- 2 [略]

- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
[略]			
(3)	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則</u> (平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する軽微な変更に関する証明書の交付	[略]	[略]
(4)	[略]	[略]	[略] ア <u>基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準(同号の工場等にあつては、同号ロ(1)に定める基準)に適合するものとして申請された非住宅部分</u> (ア)～(キ) [略] イ <u>基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準(同号の工場等にあつては、同号ロ(2)に定める基準)に適合するものとして申請された非住宅部分</u> (ア)～(キ) [略] ウ <u>基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された住宅部分</u>(共同住宅に係るものを

			除く。) (ア)～(イ) [略] エ <u>基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅に係るものを除く。)</u> (ア) <u>200平方メートル未満のもの 18,000円</u> (イ) <u>200平方メートル以上のもの 19,000円</u> オ <u>基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に定める基準に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)</u> (ア)～(エ) [略] カ <u>基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するものとして申請された住宅部分(共同住宅に係るものに限る。)</u> (ア) <u>300平方メートル未満のもの 33,000円</u> (イ) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 55,000円</u> (ウ) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 98,000円</u> (エ) <u>5,000平方メートル以上のもの 148,000円</u>
[略]			

備考

- 1 「評価対象床面積」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項の床面積から工場等部分の床面積を除いたもの(増築又は改築の場合で既存の部分の設計一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。)の評価を行わないときは、当該既存の部分に係る床面積は除く。)をいう。

2～6 [略]

7～8 [略]

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 12 年政令第 16 号)の一部改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可を受けようとする者が納付すべき手数料の額を改め、併せて自衛消防業務に係る講習を受けようとする者が納付すべき手数料の額を改めるため、この案を提出する。

那覇市消防手数料条例の一部を改正する条例

那覇市消防手数料条例(平成12年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の那覇市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第4条関係)

手数料を納付すべき者		区分		手数料の額
[略]				
(2)	消防法	[略]		
第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	貯蔵所	[略]		
		浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	118万円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	141万円
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	159万円
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	195万円
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	227万円
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	455万円
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	582万円
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	707万円
		[略]		

	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
[略]		
(2) 消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	[略] 貯蔵所 浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないもの及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	145万円 172万円 192万円 236万円 274万円 564万円 724万円 879万円
	[略]	
[略]		

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額 (1人当たり)
市内の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの又は市外の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの	[略]	
	自衛消防業務新規講習	1万5,000円
	自衛消防業務再講習	1万3,000円
市内の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	[略]	
	自衛消防業務新規講習	1万7,000円
	自衛消防業務再講習	1万5,000円
市外の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	[略]	
	自衛消防業務新規講習	2万2,000円
	自衛消防業務再講習	1万9,000円

[略]

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

手数料を納付すべき者	区分	手数料の額 (1人当たり)
市内の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの又は市外の事業所に勤務する者で市内に住所を有するもの	[略]	
	自衛消防業務新規講習	<u>1万1,000円</u>
	自衛消防業務再講習	<u>9,000円</u>
市内の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	[略]	
	自衛消防業務新規講習	<u>1万3,000円</u>
	自衛消防業務再講習	<u>1万1,000円</u>
市外の事業所に勤務する者で市外に住所を有するもの	[略]	
	自衛消防業務新規講習	<u>1万8,000円</u>
	自衛消防業務再講習	<u>1万5,000円</u>
[略]		

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴い、屋内消火栓設備の設置義務の対象となる防火対象物の基準を緩和し、併せて所要の規定を整備するため。

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(昭和47年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(屋内消火栓設備に関する基準) 第37条 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物のうち、<u>次に該当するものには</u>、屋内消火栓設備を設けなければならない。 (1) <u>主要構造部(建築基準法第2条第5号の主要構造部をいう。以下同じ。)</u>を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とした防火対象物にあっては、<u>延べ面積が3,000平方メートル以上のもの</u> (2) <u>主要構造部を耐火構造とした前号以外の防火対象物又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とした防火対象物にあっては、延べ面積が2,000平方メートル以上のもの</u> (3) <u>前2号以外の防火対象物にあっては、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの</u> 2～4 [略]	(屋内消火栓設備に関する基準) 第37条 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物のうち、<u>次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ当該各号に定める延べ面積を有するものには</u>、屋内消火栓設備を設けなければならない。 (1) <u>特定主要構造部(建築基準法第2条第9号の2イの特定主要構造部をいう。次号アにおいて同じ。)</u>を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とした防火対象物 3,000平方メートル以上 (2) 次のいずれかに該当する防火対象物 2,000平方メートル以上 ア <u>特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物であって、前号に掲げるもの以外のもの</u> イ <u>建築基準法第2条第9号の3イ又はロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料とした防火対象物</u> (3) <u>前2号に掲げる防火対象物以外の防火対象物 1,000平方メートル以上</u> 2～4 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

会計年度任用職員に勤勉手当を支給できるようにし、併せて字句の整理を行
うため、この案を提出する。

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(非常勤職員の給与) 第19条 職員以外の企業職員(以下「非常勤職員」という。)の給与は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与とし、給与の額その支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定めるものとする。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員 報酬(給料に相当する報酬並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。)<u>及び期末手当</u> (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員 給料並びに特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、宿日直手当及び退職手当 (3) [略]	(非常勤職員の給与) 第19条 職員以外の企業職員(以下「非常勤職員」という。)の給与は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与とし、給与の額<u>及び</u>その支給に関し必要な事項は、職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定めるものとする。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員 報酬(給料に相当する報酬並びに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。)、<u>期末手当及び勤勉手当</u> (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員 給料並びに特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、宿日直手当及び退職手当 (3) [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正後部分に対応する改正部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに
選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の額を改めるた
め、この案を提出する。

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(令和3年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払) 第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下この条において「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) [略] (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下このアにおいて「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合	(選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払) 第4条 [略] (1) [略] (2) [略] ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下このアにおいて「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合

当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ [略]

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届

当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。))が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ [略]

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届

出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>525円6銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。))を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。	出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>316,250円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。))を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。))を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

財産の処分について

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、財産の処分（無償譲渡）をするため議会の議決を得る。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

譲渡財産内訳

園舎 1	小禄こども園
所在地	那覇市小禄 1150 番地
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・673 m ²
譲与の相手方	
名 称	学校法人 大庭学園
所在地	那覇市久米 1 丁目 5 番 17 号
理事長	大庭 荒
園舎 2	高良こども園
所在地	那覇市高良 2 丁目 12 番 1 号
建物の構造・面積	鉄筋コンクリート造・1,018 m ²
譲与の相手方	
名 称	社会福祉法人 翼福社会
所在地	那覇市高良 1 丁目 9 番 10 号
理事長	屋我 誠

(提案理由)

本市と、令和元年度より公私連携幼保連携型認定こども園の運営を行う公私連携法人２法人において締結した「公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基本協定書」を更新するために当該２園の園舎を公私連携法人に無償譲渡するため、この案を提出する。

令和6年度包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結する。

令和6年2月7日提出

那霸市長 知念 寛

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間の始期 令和6年4月1日
- 3 契約の金額 10,713,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 [REDACTED]

弁護士 植松 孝則

(提案理由)

地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により、包括外部監査契約を締結するため、この案を提出する。



那 監 第 45 号
令和5年12月18日

那覇市長 知 念 覚 様

那覇市監査委員
同
同
同

上 地 英
宮 城
城 間
前 泊 美



令和6年度包括外部監査契約の締結について（回答）

令和5年12月5日付け那企企第140号で照会のありましたみだしのことについて
は下記のとおりです。

記

異議はありません。

てんぶす那覇の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

1 管理を行わせる公の施設

名 称 てんぶす那覇

所在地 那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号

2 指定管理者となる団体

団体名 ミライ那覇創造共同事業体

所在地 那覇市小禄 1 丁目 6 番 17 号

代表者 株式会社平良商会 代表取締役 平良 一郎

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

てんぶす那覇の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市総合福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

1 管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市総合福祉センター

所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会

所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4

代表者 会長 川満 正人

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市総合福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市末吉老人福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

1 管理を行なわせる公の施設

名 称 那覇市末吉老人福祉センター

所在地 那覇市首里末吉町 2 丁目 14 番地

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 陽風会

所在地 那覇市牧志 3 丁目 8 番 10 号

代表者 理事長 高良 健

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市末吉老人福祉センターの管理を行なわせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市壺川老人福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

1 管理を行なわせる公の施設

名 称 那覇市壺川老人福祉センター

所在地 那覇市壺川 2 丁目 3 番地 11

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 陽風会

所在地 那覇市牧志 3 丁目 8 番 10 号

代表者 理事長 高良 健

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市壺川老人福祉センターの管理を行なわせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市辻老人憩の家の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

1 管理を行なわせる公の施設

名 称 那覇市辻老人憩の家

所在地 那覇市辻 2 丁目 14 番地 1（辻市営住宅内）

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 陽風会

所在地 那覇市牧志 3 丁目 8 番 10 号

代表者 理事長 高良 健

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

那覇市辻老人憩の家の管理を行なわせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館の指定管理者
の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

1 管理を行なわせる公の施設

名 称 那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館

所在地 那覇市小禄 5 丁目 4 番地 2

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会

所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4

代表者 会長 川満 正人

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市小禄老人福祉センター及び那覇市小禄児童館の管理を行なわせる指定
管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議
決を必要とするため、この案を提出する。

那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館の指定管理者
の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

1 管理を行なわせる公の施設

名 称 那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館

所在地 那覇市識名 2 丁目 5 番 5 号

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会

所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4

代表者 会長 川満 正人

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

那覇市識名老人福祉センター及び那覇市識名児童館の管理を行なわせる指定
管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議
決を必要とするため、この案を提出する。

地方独立行政法人那覇市立病院第 5 期中期計画を認可することについて

地方独立行政法人那覇市立病院第 5 期中期計画を別紙のとおり認可する。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

地方独立行政法人法第 83 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を経て第 5 期中期計画を認可するため、この案を提出する。

地方独立行政法人那覇市立病院 第5期中期計画

前文

那覇市立病院（以下「市立病院」という。）は、那覇市長から指示された第5期中期目標を達成するため、以下のとおり第5期中期計画を定める。

本中期計画において、市立病院が果たすべき公的使命や機能を明確にし、本市及び地域の中核を担う急性期病院として、救急医療や小児・周産期医療等の質の高い医療の提供、地域がん診療連携拠点病院として地域全体のがん医療水準の向上、地域医療支援病院として地域の医療機関等との機能分担や連携を推進し、臨床研修指定病院として医師の育成等、地域に貢献できる存在感のある病院づくりを進めていく。

1 運営面について

今後、かつてないほど医療需要が高まると予想される2025年問題への対応が控えている。少子高齢化等による人手不足や医師の働き方改革への対応、令和5年9月に新たに指定を受けた「紹介受診重点医療機関」に求められる「医療資源の重点活用」、公立病院経営強化ガイドラインが求める公立病院の役割見直しにも対応していかなければならない。

市立病院が地域から求められている医療機能の充実について、新興感染症流行時にも強い救急医療提供体制の確保をはじめ、小児・周産期医療の維持、がん診療、生活習慣病の早期発見や治療の提供等に取り組んでいく。

また、増大する医療ニーズを限りある人材で支えていく必要がある。そのためには、医療を担う人材の確保や医師の働き方改革等の医療政策の変化に対応しつつ、医療提供体制の最適化・効率化を図る視点が重要になってくる。その取り組みとして、医療及び事務の両部門において医療DXを推進する。

さらに、限られた医療資源の中で地域医療提供体制を確保するために、地域医療構想における医療機能分化、地域医療連携の更なる推進に努め、地域包括ケアシステムを踏まえて、関係機関等とこれまで以上に連携を図っていくこととする。

2 経営面について

新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）により生じた患者の受療行動の変化等に対応しながら、引き続き市立病院としての公的使命を果た

すことを目指し、病床稼働率の回復や診療単価の向上に取り組み、安定的な経営に努めていく。

一方、本中期計画期中の令和7年10月には、新病院が開院する。開院後、期中最終年度の令和9年度から病院事業債の元利償還が集中することや、医療機器や設備投資等に伴う費用増加が病院経営に与える影響は大きいことから、医業収益の回復に努めていく。

なお、本中期計画における各指標の目標値のうち、新病院開院に関する医療機器の更新・整備が経営面にどのような影響をもたらすのか、現時点で示すことが困難な目標値について各年度計画において定めることとする。

中期計画の期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする。

中期計画

第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院としての役割の発揮

(1) 救急医療提供体制の維持・充実

地域医療に貢献するため、365日24時間救急医療提供体制の維持・充実に努める。

① 二次救急

入院治療を必要とする患者の救急搬送の受入を円滑に行い、高次の救急医療を提供できるよう診療体制の維持・充実に図り、一般病棟での受入が困難な患者に対応するためにも高度治療室(HCU)を新病院では開設する。HCUでは一般病棟で対応し難い重症患者も受け入れることで、一般病棟の負担を軽減し、救急からの円滑な入院を推進する。

【救急医療の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
救急車受入台数(台)	4,773	4,589	4,700
救急車受入率(%)	93.2	83.0	90.0以上

② 初期(一次)救急

市域の初期救急医療提供体制を確保するため、医師会をはじめとする、地域の開業医や琉球大学病院医師に夜間や休日に勤務頂くなど、地域の医療機関との連携・協力体制を維持する。

③ 適正受診の取組み

一般外来診療を行っていない夜間・休日等において、検査や処置等を要さない緊急性のない軽症患者が急病センターを自己都合で受診するいわゆるコンビニ受診をした際、選定療養費を徴収する等、救急医療の適正受診に向けて取り組む。

(2) 小児・周産期医療の確保

市民が安心して子どもを産み、育てられるよう、地域医療機関との連携に基づき、充実した小児・周産期医療を引き続き確保する。また、地域周産期母子医療センターとして、新生児集中治療室(NICU)を有しており、ハイリスク妊産婦の受入体制の維持に努める。

【小児・周産期医療の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
小児救急患者数(人)	17,966	9,301	18,000
うち入院患者数(人)	1,173	925	1,100
NICU 入院患者数(人)	2,486	2,010	2,200
分娩件数(件)	379	252	380
うち帝王切開件数(件)	173	119	180

(3) 災害や新興感染症等の健康危機への対応

① 平時からの備えと発災時の対応

大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人材の育成に努め、物的資源を整備するとともに、患者移送等について、災害訓練や研修会を通し他医療機関との連携、ネットワークづくりに取り組む。また、発災後においては、入院患者の安全確保及び被災患者の診療に努める。

新病院については、地域災害拠点病院の指定を受けることを念頭に、計画的に物的資源の整備を進め、外国人被災患者についても考慮する。

② 医療支援への取り組み

大規模災害時や緊急時において、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣し医療支援を実施する。また、DMATを定期的に訓練研修に参加させるなど、医療救護活動の支援に努める。

【災害や新興感染症等の健康危機への対応の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
災害訓練回数(回)	7	0	5
災害訓練参加者数(人)	35	0	30
災害研修会回数(回)	7	5	5
災害研修会参加者数(人)	11	8	10

③ 保健所等との連携

那覇市保健所及び沖縄県等と連携し、既存の感染症への対応はもとより、新興感染症流行時における感染症即応病床の確保等、感染症対応に協力する。

④ 感染症対応時における救急医療提供体制の確保

感染症対応時においても救急医療提供体制を堅持できるよう、新病院の急病センターの運用方法等について、関係機関(那覇市医師会、市内救急告示病院等)との連携可能性について検討する。

(4) 那覇市の施策との連携

① 保健・福祉行政との連携

疾病や介護の予防、健康づくりを推進するため、那覇市や関係機関と連携・協力して疾病予防対策等に協力する。

【市の施策との連携の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
人間ドック件数(件)	4,708	4,410	4,800
健康診断件数(件)	3,722	4,571	4,500
特定健診件数(件)	2,568	1,707	2,750
がん検診件数(件)	424	364	680
特定保健指導件数(件)	492	585	500

② 地域包括ケアシステムの推進

入院患者が円滑に在宅医療やかかりつけ医へ移行できるための退院支援の強化を行う等、地域包括ケアシステムの推進に協力する。

(5) 市民への情報の提供・発信

市民に対し、市立病院の診療機能・運営状況についての情報提供・発信に努めるとともに、医療に関する正しい知識の普及啓発を推進する。

特に、院外ホームページ等における情報発信にあたっては、情報弱者への配慮に留意するとともに、多言語対応を推進する。

【市民への情報の提供・発信の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
広報誌への医療情報掲載回数(回)	0	0	1
ホームページへの掲載回数(回)	2	2	2
医学雑誌配布回数(回)	1	1	1
講演会開催回数(回)	27	0	30
診療実績・病院情報の公表回数(回)	1	1	1

(6) 外国人対応の充実

外国人受診者の受入体制を充実させるため、「外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP)」認定取得をはじめ、タブレット通訳端末の配置を継続するとともに、外国語表記への対応、医療者と患者をつなぎ、医療資源を有効活用できるようコーディネート業務を担う人材を配置する。

2 診療機能の充実

(1) 高度医療の充実

① 専門性を持った医療人の確保及び育成

質の高い医療を提供し、地方独立行政法人としての公的使命を果たせるよう、医師、看護師等の医療スタッフの確保及び育成に努める。

また、医療機能に見合った人材を安定的に確保し、高い技術と知識を有する専門看護分野看護師等の育成に取り組む。

【専門性を持った医療人の確保及び育成の関連指標】

指標名	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
研修医(人)	16	20
専攻医(人)	22	22
専門看護分野看護師在籍数(人)	3	専門領域、分野の必要性を判断し 確保、育成する
認定看護分野看護師在籍数(人)	22	専門領域、分野の必要性を判断し 確保、育成する
特定行為看護師在籍数(人)	研修派遣 1	専門領域、分野の必要性を判断し 確保、育成する

② 医療機器等の計画的な更新・整備

医療機器の更新・整備については、患者サービスの向上、医療の質向上、費用対効果、地域の医療機関との連携、がん治療に対する放射線療法等、医療需要及び医療技術の進展等から総合的に判断し、市立病院に求められる医療を持続的に提供できるよう、計画的に更新・整備する。また、前立腺がん等への手術支援ロボットを導入する。

医療機器について、新病院開院に合わせて集中的に実施することから、後年度費用負担の平準化に留意する。

【更新予定医療機器等】

・手術支援ロボット（新規） ・血管造影 X 線診断装置

〈新病院開院時更新予定〉

・放射線治療装置 ・血管造影 X 線診断装置 ・CT ・MRI

・生体情報管理システム ・重症系病棟支援システム

・手術支援システム

【(参考) 高度医療の充実の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
CT 件数(件)	17,812	15,328	18,000
MRI 件数(件)	7,503	6,746	8,000
RI 件数(件)	804	804	900
心臓カテーテル検査件数(件)	452	248	500
経皮的冠動脈形成術(PCI)件数(件)	202	92	220
アブレーション治療件数(件)	158	115	180
脳血管造影件数(件)	274	115	300
血管内治療件数(件)	109	61	120
手術件数(手術室)(件)	3,561	3,324	4,000
うち全身麻酔手術件数(件)	2,102	2,134	2,500
うち腹腔鏡下・胸腔鏡下手術(件)	601	523	600
ロボット支援下手術(件)	—	—	—
内視鏡による手術件数(ESD)(件)*	75	106	120

*ESD：内視鏡的粘膜下層剥離術

(2) がん医療の充実

がんは早期発見、早期治療により完治する可能性が高い疾患となってきた。地域がん診療連携拠点病院として医療提供体制を充実させ、高度医療機器（放射線治療装置、手術支援ロボット等）を活用した専門的ながん診療を提供し、治療に関する体制のほか、がん患者及びその家族に対する相談支援やがん患者の社会復帰支援、情報提供等を行う。

また、がん診療連携パスの利用の促進、がん診療に従事する医師等に対する研修会開催、全国がん登録の推進、がん患者の就労支援の啓発、がんフォーラム等の講演会を継続して開催する。

【がん医療の充実の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
全がん退院患者数(人)	1,622	1,500	1,650
うち5大がん退院患者数(人)	731	646	750
がん患者外来化学療法患者数(人)	2,664	3,247	3,300
がん放射線治療実患者数(人)	296	276	400
がん患者相談件数(人)	1,479	1,214	1,500
全国がん登録件数(件)	952	883	1,000

がん地域連携パス適用件数(件)	41	88	100
がん研修会等開催数【医療者対象】(回)	4 (103)	8 (158)	8
がん講演会等開催数【市民対象】(回)	12 (194)	6 (83)	12

* ()内は参加人数

(3) 地域医療機関との機能分化、連携推進・強化

沖縄県地域医療構想を踏まえ、地域医療機関との機能分化に努める。また、地域医療支援病院として、市民が急性期医療や高度医療を必要とするときに切れ目のない医療を提供できるよう、前方連携・後方連携の推進・強化に努める。

【地域医療機関との機能分化、連携推進・強化の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
紹介率(%)	77.0	70.2	80.0
逆紹介率(%)	84.6	82.2	90.0

(4) 人材の確保及び育成

医療相談員(MSW)や医師事務作業補助員、事務職、看護補助員等の人材について、高齢者の急性期医療需要増加など近い将来の課題も見据え、継続した人材育成に欠かすことのできない研修や、施設基準等に関連した講習等の開催計画を作成し、研修等の充実を図る。また、学会等への参加を推奨し、専門性を高めるなど、病院経営の強化に貢献できるよう、人材の確保及び育成に努める。

(5) 安全安心で質の高い医療の提供

① 患者中心の医療

基本理念である「和と奉仕」に基づき、常に患者の視点に立ち、患者の権利を尊重し、患者自らが受ける医療の内容に納得し、治療法を選択できるよう説明を行い、患者中心の医療提供に努め、セカンドオピニオンについても引き続き円滑な対応をする。

また、入退院支援室において、予定入院患者を対象に入院中に行われる検査や治療等に関する説明を行い、安心して入院できるよう努める。

【患者中心の医療の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
院外からのセカンドオピニオン件数(件)	21	11	20

院外へのセカンドオピニオン件数(件)	29	30	30
入退院支援室対応患者数(人)	4,417	3,621	4,500

② 医療安全対策の徹底

医療安全対策委員会、院内感染対策委員会を定期的を開催し、インシデント・アクシデント報告や分析、対策について周知徹底する。

【医療安全対策の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
医療安全対策委員会等開催回数(回)	12	12	12
医療安全研修等実施回数(回)	10	2	10
インシデントレポート報告件数(件)	1,592	1,496	1,800
院内感染対策委員会等開催回数(回)	12	10	12
感染管理チームラウンド回数(回)	48	24	48
院内感染対策研修会等開催数(回)	26	10	26

③ 医療の標準化と最適な医療の提供

効率的かつ効果的な医療を提供できるよう、クリニカルパスを有効に活用する。

【医療の標準化と最適な医療の提供の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
クリニカルパス適用患者数(人)	5,235	6,057	7,000
クリニカルパス種類数	217(累計)	312(累計)	300

3 患者サービスの向上

(1) 快適性及び利便性の向上

患者や来院者に快適な環境を提供するため、必要に応じ施設環境の改善を実施する。

また、利便性の向上を図るため、外来及び入院患者満足度調査等のモニタリングを行い、改善に努める。

(2) 職員の接遇向上

患者や来院者に選ばれる病院、患者や来院者が満足する病院であり続けるため、院内接遇研修等を通して職員の接遇向上に努める。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 PDCA 等のマネジメントサイクルの確実な実践

地方独立行政法人制度の特長を活かし、自立性、機動性、柔軟性及び効率性の高い病院運営を行えるよう、業務運営体制を整備する。

公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価で課題指摘のあった項目の改善への取り組みや TQM(*)活動を継続する。令和6年12月に予定している病院機能評価認定の更新審査に向け取り組む。

また、職員の意識改革を推進し、継続的な業務改善への取組を通し、PDCA 等のマネジメントサイクルの確実な実践に努める。

*TQM(Total Quality Management)とは、直訳すると総合的品質管理。全員・全体(Total)で、医療・サービスの質(Quality)を、継続的に向上させる(Management)ことで、実際の活動には、「QC手法(QC=Quality Control)」と呼ばれる手法を用いる。

【マネジメントサイクルの確実な実践関連指標(令和6年度のみ)】

指標名	前回認定	達成予定
病院機能評価更新	平成31年1月 (3rdG : Ver2.0)	令和6年12月 (3rdG : Ver3.0)

2 院内連携の推進

(1) 多職種連携の推進

専門性を活かし、診療科間や医療部門と事務部門間の連携を強化するなど、多職種連携を推進し組織力の向上に努める。

(2) チーム医療の推進

医療環境の変化に対応し、疾病や患者の状態に応じた医療を提供するため、医師、看護師、薬剤師、理学療法士、臨床検査技師、管理栄養士、歯科衛生士、MSW等により医療安全対策、感染防止対策、呼吸ケア、緩和ケア等、それぞれの専門性を活かした質の高いチーム医療を推進する。

3 働きやすい職場環境づくり

安全衛生管理を徹底するとともに、ワークライフバランス推進委員会の活動を通して職員のワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりに努める。

4 健全な業務運営

研修等により、内部統制やコーポレートガバナンス、コンプライアンスに対する役員及び職員の意識を向上させ、健全な業務運営を行う。

【健全な業務運営の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
研修会開催回数(回)	0	0	2
参加者数(人)	0	0	280

* 平成29年度 2回 269人、平成30年度 2回 277人

* 令和元年度から4年度はコロナの影響で実施できなかった。

第3 財務内容の改善に関する事項

1 経営機能の強化

診療報酬改定や患者動向を見極め、迅速に情報の収集及び分析をしたうえで、対応策を立案し、的確な対応を行う。

【経営機能の強化の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
診療報酬請求査定率(%)	0.16	0.24	0.2

2 収益的収支の向上

病床稼働率の向上や適正な診療収入の確保に努め、収益確保を図る。

【収益等の確保の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
病床稼働率(%)	93.7	72.8	92.0
平均在院日数(日)	11.45	11.22	11.0
入院診療単価(円/日)	62,862	76,671	75,000
外来診療単価(円/回)	19,919	26,428	25,500

3 弾力的な予算執行と費用節減

弾力的な予算執行により、効率的・効果的な事業運営に努めるとともに、費用の節減等を図る。

4 経営の効率化

経常収支比率及び医業収支比率について数値目標を設定し、経営の効率化を図る。

【経営の効率化の関連指標】

指標名	令和元年度 (参考値)	令和4年度 (実績値)	令和9年度 (目標値)
経常収支比率(%)	103.7	103.6	99.8
医業収支比率(%) *	102.8	93.3	92.6

* 公立病院経営強化ガイドラインでいう修正医業収支比率

5 病院事業運営費負担金に関する事項

救急医療、小児・周産期医療等、病院事業運営費負担金の対象となる経費に係る収支状況等进行分析し、その詳細を那覇市に情報提供する。

第4 その他業務運営に関する重要事項

1 市立病院建替に関する事項

事業主体として、引き続き新病院棟建設及び附帯施設整備に取り組む。また、総事業費の縮減に向けて留意する。

診療を継続しながらの建設となることから、患者の療養環境の確保に努めるとともに、新病院への移転及び診療開始の対応に留意する。

【建築計画概要】

〈新病院棟〉

規模：地上10階地下1階、延床面積：約38,330㎡、構造：鉄骨鉄筋コンクリート造(免震構造)、病床数：470床(高度急性期病床46床(ICU12床、HCU16床、NICU6床、GCU12床)、急性期(一般)病床424床)

〈第1立体駐車場棟〉

規模：地上4階、構造：鉄骨造、駐車台数：238台

引き続き、第2立体駐車場棟及び付属棟、ペDESTリアンデッキの整備、院内保育所の整備を予定。

【新病院建替事業スケジュール】

年度	計画	備考
令和3～6年度	・新病院棟建設工事	(令和7年3月竣工予定)
令和7年度	・新病院開院 ・既存病院解体工事	(令和7年10月開院予定)

令和 8 年度	・既存病院解体工事 ・第 2 立体駐車場棟・付属棟・ペDESTリアンデッキ建設工事 ・院内保育所仮設設置	
令和 9 年度	・新院内保育所本体工事	病院建替事業完了予定
令和10年度	・新院内保育所開所(予定)	第 6 期中期計画期間

2 デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進

電子カルテや医事会計システム等を含めた総合情報システムをはじめ、情報通信技術(ICT)の活用など、デジタル技術や設備、機器を積極的に活用し、効率のかつ効果的な病院運営に努める。

施設基準管理システムを活用し、普段より人事情報・資格等を一元管理し適時調査等に効率よく適切に対応する。

【更新予定】

- ・医療専用スマートフォン（新規）

3 公立病院経営強化ガイドラインへの対応

「経営強化プラン」で定めるべき事項について、本中期計画にて網羅している。そのため、今後、ガイドラインの改正や中期目標が変更されたことにより、定めるべき事項に不足が生じた場合に年度計画で対応することとする。

4 地域との協働

医療やがん診療等に関して市民へ理解を深めてもらえるよう、市立病院の医師や看護師等を出前講座等へ派遣し、地域との協働の推進に努める。

第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

地方独立行政法人法の趣旨に沿って、那覇市からの運営費負担金の確保を図り、起債を安定的に活用し、市立病院として公的使命を果たせる経営基盤を維持していく。

なお、予算、収支計画及び資金計画については、平成31年3月に策定した「地方独立行政法人那覇市立病院新病院建設基本構想」で行なった収支シミュレーションを基に、新病院の整備病床数を470床へ変更したほか、働き方改革や本計画期間中に整備が見込まれる医療機器等による費用増、物価及び人件費の上昇等の要素を加味し、作成した。

1 予算（令和6年度～令和9年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
営業収益	65,612
医業収益	64,392
運営費負担金収益	1,032
補助金等収益	188
営業外収益	676
運営費負担金収益	265
営業外雑収益	411
臨時収益	60
資本収入	18,949
運営費負担金収益	1,660
長期借入金	17,289
その他資本収入	0
その他の収入	4,000
計	89,297
支出	
営業費用	66,279
医業費用	64,559
給与費	33,372
材料費	18,224
経費	12,601
研究研修費	362
一般管理費	1,720

営業外費用	28
臨時損失	108
資本支出	24,101
建設改良費	21,141
償還金	2,960
その他支出	4,000
計	94,516

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

(注2) 給与費のベースアップ率を3%として試算している。

(注3) その他の支出は、国債、地方債、政府保証債（元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）及びその他主務大臣が指定する有価証券の購入予定額である。

(注4) 各事業年度の運営費負担金収益は、運営費負担金の繰出基準等に定められた基準により算定しているが、その具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

[人件費の見積もり]

期間中、総額35,083百万円を支出する。なお、当該金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当等の額に相当するものである。

[運営費負担金の繰出基準等]

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、「地方独立行政法人会計基準の改訂に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて」（令和4年9月28日付総財公第120号総務省自治財政局公営企業課長通知）の「第1 設立団体が負担すべき経費等について」に定められる基準による。

建設改良費及び長期借入金等元金償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（令和6年度～令和9年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入の部	68,646
営業収益	67,938
医業収益	64,244
運営費負担金収益	976
資産見返運営費負担金戻入	2,530
補助金等収益	172
資産見返物品受贈額戻入	16
営業外収益	648
運営費負担金収益	265
その他営業外収益	383
臨時利益	60
支出の部	71,469
営業費用	71,389
医業費用	69,677
給与費	33,372
材料費	17,902
経費	11,820
減価償却費	6,233
研究研修費	350
一般管理費	1,712
営業外費用	28
臨時損失	52
純利益	▲2,823
目的積立取崩額	0
総利益	▲2,823

（注1） 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2） 令和5年度から令和10年度までは、新病院建替事業や医療機器整備に伴って生じる支払消費税の増加や減価償却等の影響もあり、単年度赤字となる見込みであるが、令和11年度以降は単年度黒字へと転換する見込みである。

（注3） 各事業年度の運営費負担金収益の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

3 資金計画（令和6年度～令和9年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金収入	97,535
業務活動による収入	66,348
診療業務による収入	64,392
運営費負担金による収入	1,297
補助金等収入	188
その他の業務活動による収入	471
投資活動による収入	5,660
運営費負担金による収入	1,660
その他の投資活動による収入	4,000
財務活動による収入	17,289
長期借入れによる収入	17,289
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	8,238
資金支出	97,535
業務活動による支出	66,415
給与費支出	34,600
材料費支出	18,224
その他の業務活動による支出	13,591
投資活動による支出	25,141
有形固定資産の取得による支出	21,141
その他の投資活動による支出	4,000
財務活動による支出	2,960
長期借入金の返済による支出	2,960
移行前地方債償還債務の償還による支出	0
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	3,019

（注1） 計数は、端数をそれぞれ四捨五入している。

（注2） その他の投資活動による支出は、国債、地方債、政府保証債（元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。）及びその他主務大臣が指定する有価証券の購入予定額である。

（注3） 各事業年度の運営費負担金による収入の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

第6 短期借入金の限度額

1 限度額 10,000百万円

2 想定される短期借入金の発生理由

- (1) 新病院建替事業費の支払いに伴う起債借入までの繋ぎ運転資金
- (2) 運営費負担金の受入遅延等による資金不足の対応
- (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等偶発的な出費への対応

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、市立病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療料等

市立病院において診療又は検査を受ける者から診療料を、市立病院の施設を利用する者から使用料を徴収する。

- (1) 診療料の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成19年厚生労働省告示第395号)により算定した額とする。ただし、これにより難しい場合にあっては、理事長が別に定める額とする。

- (2) 使用料の額は、理事長が別に定める額とする。

2 文書料

市立病院において診断書、証明書等の交付を受ける者から、理事長が別に定める額の文書料を徴収する。

3 徴収猶予等

- (1) 理事長は、災害その他特別の理由により診療料、使用料又は文書料の納付が困難と認められる者に対しては、徴収を猶予し、又は分割して徴収することができる。
- (2) 理事長は、診療料、使用料又は文書料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、これを減免することができる。
- (3) 理事長は、前号の場合において、詐欺その他不正行為により診療料、使用料又は文書料の減免を受けたと認めるときは、減免措置を取り消すことができる。
- (4) 既納の診療料、使用料又は文書料は還付しない。ただし、理事長は特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10 那覇市地方独立行政法人法の施行に関する規則(平成20年那覇市規則第4号)第7条で定める事項

1 施設及び設備に関する計画(令和6年度～令和9年度)

施設及び設備の内容	予定額	財 源
病院施設、医療機器等整備	総額 17,289 百万円	那覇市長期借入金等

(注1) 金額については見込みである。

(注2) 各事業年度の那覇市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 積立金の処分に関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、市立病院施設の整備又は医療機器の購入等に充てる。

損害賠償額の決定について（牧志 1 丁目）

事故による損害賠償額を次のとおり決定するものとする。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

- 1 事件名 漏水が原因によるガス管の破損事故
- 2 賠償の相手方 沖縄ガス 株式会社
- 3 損害賠償額 3,341,459 円

（提案理由）

令和 5 年 10 月 30 日に沖縄ガス管内に水が入り込み 4 世帯のガス供給に支障があることを沖縄ガスが確認した。その後の調査で本市が管理する水道管の漏水が原因でサンドブラスト現象が発生し、ガス管を穿孔していることが判明した。

当該事故により損害が発生したことから、地方公営企業法第 40 条第 2 項及び那覇市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第 7 条の規定により適用する地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、議会の議決を得て損害賠償額を決定するため、この案を提案する。

位置図

那覇市牧志 1 丁目地内



人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

別紙の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 6 年 2 月 7 日提出

那覇市長 知念 覚

(諮問理由)

別紙の者は、人権擁護委員候補者として適任と思料されるので、諮問する。

別 紙

1 
しもじ ひろたか
下地 寛隆 () 〈再任推薦〉

2 
ち な こういち
知名 幸一 () 〈新規推薦〉

